

府中市市民協働の推進に関する基本方針（仮称）
（素案）

平成 25 年 11 月

目 次

第1章 基本方針策定の経緯と位置付け.....	1
第2章 協働の必要性と効果.....	2
1 協働の必要性.....	2
2 協働による効果.....	3
第3章 協働の進め方.....	4
1 協働の基本的な考え方.....	4
2 協働の進め方～視点・形態・領域～.....	6
3 府中市らしい協働.....	8
第4章 協働を推進するための基盤づくり.....	11

第1章 基本方針策定の経緯と位置付け

これまで本市では、市内で継続的に社会貢献を行う NPO・ボランティア団体の活動・交流の拠点として、平成14年8月に「府中 NPO・ボランティア活動センター」（以下「活動センター」）を設置し、早くからその活動を支援してきました。そして、平成15年8月には「府中市 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針」（以下「指針」）を策定し、NPO・ボランティア活動及び協働の推進における本市の基本的な考え方や支援の基本姿勢等を示しました。

次に、平成17年1月には「NPO との協働推進マニュアル～職員用～」を策定し、先に記した指針に基づき、協働事業を行う市の各担当職員が参考となるよう、市と NPO との協働に関する基本的な説明や具体的に進めるための手順等を示しました。また、市が直営で運営する NPO・ボランティア活動センターについても、平成21年度から NPO 法人による運営に変更するなど、協働によるまちづくりの推進に努めてきました。

さらに、本市では、平成25年6月に「第6次府中市総合計画」（平成26年度～33年度）を策定し、市民と市が協働して達成を目指す計画である「基本構想」において、目指すべき都市像として「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市をめざして～」と掲げました。この都市像を実現するために、「市民と市が協働でまちづくりを展開」することとし、住民だけでなく、事業者、在勤者、在学者並びに市内で活動する方々や団体など、様々な主体と本市による協働のまちづくりを展開することとしています。

以上のような経緯から、第6次府中市総合計画の基本構想に掲げる都市像の実現に向けて、市民と市との協働によるまちづくりを一層推進するため、府中市市民協働推進協議会の検討結果を踏まえ、本市における協働の考え方・進め方についてまとめた「府中市市民協働の推進に関する基本方針（仮称）」を策定しました。

この基本方針は、NPO・ボランティア団体との協働の推進を中心とした従来の指針を刷新し、市民、自治会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO 法人、教育機関、事業者、本市等による「様々な主体による協働」も視野に入れた「市民と市との協働」を一層推進するため、各種施策や事業等の取組に係る方向性を示すものです。

第2章 協働の必要性と効果

1 協働の必要性

少子高齢化による地域活動の担い手の高齢化・特定化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民とのつながりの希薄化、それに伴う高齢者の見守りや社会的弱者に向けた支援の担い手の問題等、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした状況下では、行政だけで、地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共的なサービスを提供することは困難であるため、市民と行政とが役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

こういった中、平成23年3月に発生した東日本大震災において、ボランティアやNPO法人、民間企業等が、自分たちでできることを行おうと、ソーシャルメディア等を活用した情報収集・提供や人材派遣、物資の提供等、様々な支援を行いました。そして、現在も引き続き復興に向けて、行政と連携・協力しながら、課題の解決に取り組んでおります。このような地域課題の解決に向けた協働は、地域のニーズに合致したきめ細かいサービスの提供や、市民が地域課題の解決に積極的に取り組む機会を創出し、さらにここから生まれる人と人とのつながりにより、まちの地域力を向上させます。

このようなことから、本市においても、第6次府中市総合計画の都市像を実現し、より住みよいまちにしていくためには、市民、自治会や各文化センター圏域のコミュニティ協議会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等、地域にかかわる全ての人々と本市が、これまで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本市においては自治会加入率が高く、また、地域固有のまつり等のイベントが多い等、市民のまちづくりに対する意識は高くなっています。さらに、多摩川やけやき並木等、自然に溢れ、また、大企業や国立大学、競馬場や競艇場といった大規模施設が多く、活気と賑わいがあるなどの特徴があります。

これらの特徴は、まちづくりの強みとなるものであり、地域の賑わいを創出し、さらなるまちの発展につながることはもちろん、人と人とのつながりを意識したネットワークを活用した、防災・防犯にも強い地域づくり、まちづくりにつなげていける「土壌」があるといえます。

このような土壌を生かし、それぞれの役割分担のもと、対等な立場で協力し合う「市民と市との協働によるまちづくり」を進めていくことが、今、改めて必要となっています。

2 協働による効果

協働の主体が、互いの特性を生かし合いながら協働することによって、次のような効果が期待できます。

(1) 市民にとっての主な効果

- ・地域活動へ参加し、協働事業に取り組むことにより、新たな人との出会いが生まれ、生きがいつくりや自己実現の機会の拡大につながります。
- ・協働の取組が進むことにより、多様化・複雑化するニーズに対応した、きめの細かいサービスを受けることができます。

(2) 地縁型活動団体にとっての主な効果

協働の取組を通じ、それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開の場の機会の増大が期待できます。

(3) 目的型活動団体にとっての主な効果

- ・各活動団体等が、役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。
- ・協働事業をきっかけに、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

(4) 教育機関にとっての主な効果

協働事業を通じ、教育機関と地域等によるネットワークが形成され、様々な主体が子どもたちの教育にかかわることにより、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。

(5) 事業者にとっての主な効果

協働事業を通じ、地域とのコミュニケーションが図られ、組織の活性化や地域ニーズをの把握、新たなサービスの提供のきっかけとすることができます。また、ブランドイメージや企業の評判が向上します。

(6) 市にとっての主な効果

- ・多様な主体の特性を生かした協働事業により多様化・複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高い公益サービスの提供が期待できます。
- ・協働事業の過程において、住民や地域課題と直接関わることで、市の事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

第3章 協働の進め方

1 協働の基本的な考え方

協働を推進し、その効果を高めるためには、協働に取り組む主体が、本市における協働の考え方について、共通の認識を持ち、遵守する必要があります。

このため、①協働の定義、②協働の主体、③協働の原則を明らかにします。

(1) 協働の定義

本市では協働を次のように定義します。

多様で多層なる主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。

※多様で多層なる主体とは、本市では、協働の取組がより効果的なものとなるように、市内在住者・在勤者・在学者や、各活動団体等の立場に係る横軸の関係性（多様）だけでなく、それぞれの立場において、世代や新旧住民、又はそれぞれの活動目的など、縦軸の関係性（多層）があることも踏まえて、協働の主体を指します。

※協働の語源として、「パートナーシップ（対等・平等の関係を重視）」「コラボレーション（異なる特性と新たな発想を重視）」「コ・プロダクション（相乗効果や効率向上を重視）」の3つがあるといわれており、どれかひとつという意味ではなく、3つの意味を併せ持つものとして、定義します。

(2) 協働の主体

協働事業を実施する主体を次のように位置付けます。

- ア 個人としての市民（市内に住み、働き、学び、または活動する全ての人）
- イ 各活動団体
 - ① 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）
 - ② 目的型活動団体（NPO法人、ボランティア団体・社会教育関係団体等各種任意団体等）
 - ③ 教育機関（大学、専門学校、高校、小・中学校等）
 - ④ 事業者（企業、自営業者、各種法人、商工会議所、金融機関、商店街連合会等事業者団体等）
- ウ 市

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、市も主体の一つとして位置付けます。

また、本方針では、様々な主体による協働を視野に入れて策定しておりますが、まずは「市民と市との協働」を総合的に、かつ着実に進めていけるよう、必要な事項を中心に定めています。このため、本方針の記述は、主に「市民と市との協

働」を想定したものとなっており、また、その場合の「市民」については、協働の主体の①個人としての市民及び②各活動団体を指すものとしています。

(3) 協働の原則

協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を意識しながら、協働に取り組むことが求められます。

ア 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識する必要があります。

イ 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識のもと、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

ウ 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

エ 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所を生かせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民が自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

オ 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

カ 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

2 協働の進め方～視点・形態・領域～

協働は、市民だけでも、行政だけでも実現できない、よりよいまちづくりのための「手段」であり、したがって、「何でも協働すればよい」ということではありません。

効果的に協働事業を行うためには、社会の変化や市民のニーズ等を踏まえ、事業そのものの協働の適正や協働によってもたらされる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検証することが重要です。

検証の結果、必ずしも協働に適さない場合もありますが、このような検証を行う「プロセス」が重要であることを、各主体間で共通認識を持つことが大切です。

(1) 協働に適している事業

協働に適していると考えられる事業内容として、次のようなものが想定されます。性質や効果を検討し、協働により実施すべき事業か判断します。

ア 性質上の視点

- (7) きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- (4) 専門性・先駆性が求められる事業
- (9) 広く市民が参加することが求められる事業
- (1) 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

イ 効果としての視点

- (7) 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか
- (4) 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか
- (9) 協働により各活動団体の特性が生かせるか
- (1) (ア)～(ウ)の他にも、総合計画や各種計画との整合性、経費の妥当性等を総合的に検討し、協働事業で実施するかどうか判断

(2) 市との協働の形態

協働事業を実施するにあたっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解した上で、どのような事業形態が互いの特性を生かし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

市民と市との協働事業を検討する際には、市民の活動と市との関係性も考慮する必要があります。（7ページ図参照）なお、市民が独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

ア 共催

事業やイベント等において、お互いの役割分担と責任を明確にしたうえで、そ

それぞれの主体がともに主催者となって行う形態です。

イ 実行委員会・協議会

個々の構成員のもつノウハウやそれぞれの主体のネットワーク等を生かし、それぞれの主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

ウ 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

エ 委託

地域性、専門性、迅速性等、それぞれの主体がもっている特性を生かすことを目的に、主に市が実施している事業を、協働する意図を持ったうえで委託する形態です。

オ 後援・協賛

それぞれの主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して主催主体を支援する形態です。

カ 補助

それぞれの主体が行う公益性の高い事業に対して市が資金面で協力する形態です。

キ 政策形成過程への参画

市民やそれぞれの主体を代表し、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

<図：市民活動と市との関係性～協働事業の領域～>

市民	市民と市との協働			市
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民が主体となり、市が支援する領域	市民と市がそれぞれ主体的に連携・協力する領域	市が主体となり、市民の参加により行う領域	市の責任と主体性によって独自に行う領域
基本的には対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協力（市民主催の事業への市の協力） ・補助 ・後援・協賛 	<ul style="list-style-type: none"> ・共催 ・実行委員会・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・事業協力（市主催の事業への市民の協力） ・政策形成過程への参画 	基本的には対象外

3 府中市らしい協働

府中市らしい協働の核心は、「それぞれが役割を果たしたうえで、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組む」ことにあります。

そのために、①協働のまちづくりのための役割分担、②各主体の特性を生かした協働の推進、③本市が目指す協働の姿を明らかにします。

(1) 協働のまちづくりのための役割分担

協働のまちづくりを進めるにあたって、各主体の特性を最大限生かすためにも、各主体が期待される役割をそれぞれ自覚し、その役割を遂行することが重要です。

ア 個人としての市民

「自分たちでできることを、自分たちでやってみよう」というまちづくりの主角としての自覚のもと、地域活動等に積極的・主体的にかかわり、自らの暮らしをより良いものとするよう努めることが求められます。

イ 地縁型活動団体

地域課題を住民同士が助け合い、解決していく等、住民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすよう努めることが求められます。

ウ 目的型活動団体

自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、自己責任のもとで市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるとともに、広く市民に対し、その活動内容等を周知し、参加の機会を提供するよう努めることが求められます。

エ 教育機関

地域社会を構成する一員として、専門的知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等資源の提供等、地域社会に貢献するよう努めることが求められます。

オ 事業者

地域社会を構成する一員として、技術やノウハウ、スポーツチーム等の事業協力等、人材や施設等の資源の提供等、地域社会に貢献するよう努めることが求められます。

カ 市

各主体と連携し、効率的・効果的な行政運営に努め、組織間の連携強化やそれぞれの主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。また、市民との協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境整備等に取り組み、協働の取組等について積極的に情報提供し、意識の高揚を図ります。

(2) 各主体の特性を生かした協働の推進

協働をより効果的なものとし、市民生活を向上させるには、それぞれの特性を生かした協働を推進していく必要があります。

ア 地縁型活動団体との協働

本市において自治会や町内会は、今まで地域社会において、近隣の人同士の親睦を深め、様々な問題に対処する等、地域づくりに寄与してきました。特に本市では、各文化センター圏域に組織されたコミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も本市との協働のパートナーとして欠かせない存在です。特に近年、地域社会との密接な関係があるものとして、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化等に対する地域課題が増えているため、自治会・町内会等やコミュニティ協議会、自治会連合会といった地縁型団体との協働は不可欠です。

イ 目的型活動団体との協働

本市には、福祉・環境・教育等、様々なテーマを持って活動するNPO法人、ボランティア団体等があります。これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。ますます複雑化・多様化する地域課題を迅速に解決するためには、NPO法人、任意団体等との協働は不可欠です。

ウ 教育機関との協働

市内には、国立大学、高校等様々な教育機関があります。複雑化・多様化する地域課題の解決に当たっては、これら教育機関の有する専門的知識や施設等の資源を有効に活用できるよう、協働を推進する必要があります。また、近年、学生によるボランティア活動や地域貢献が盛んになり、地域の活性化に寄与していることから、今後教育機関との協働を一層推進していく必要があります。

エ 事業者との協働

事業者は、近年、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。また、専門的技術や知識、スポーツチームを有するなど、地域課題を迅速かつ的確に解決できるよう、事業者との協働を一層推進する必要があります。

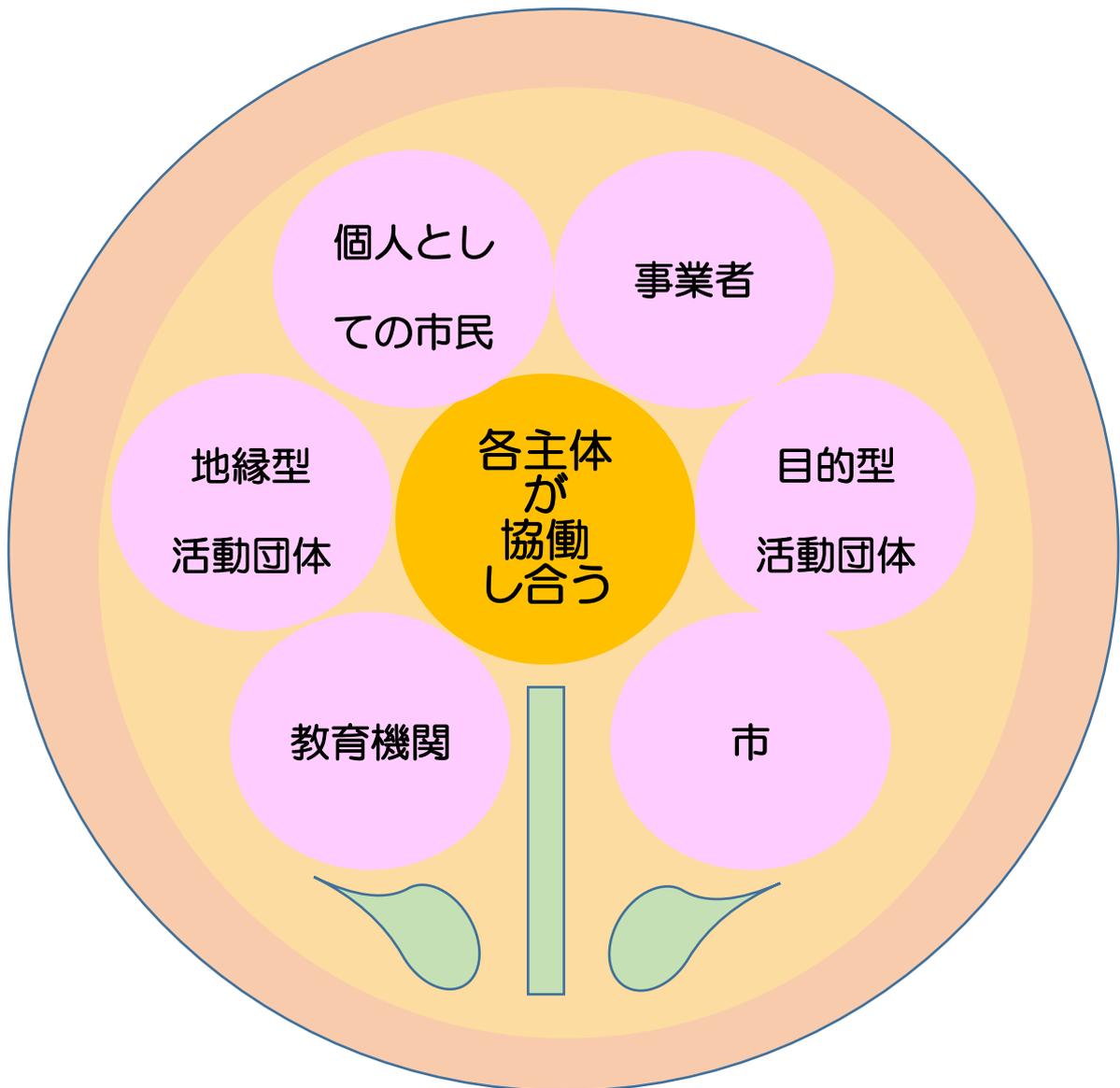
オ 多様な主体間の協働

取り組む課題や地域の特性によって、市民と市との協働だけではなく、各主体間の協働、例えばNPO法人と自治会、また、教育機関や事業者など、多様な主体による協働の取組がますます重要になります。

(3) 本市が目指す協働の姿

様々な市民がそれぞれの持つ強みを生かし合いながら、協働により、多くの市民が住みやすい、住んでよかったと思えるまちをつくっていきます。

様々な特性を持った市民の協働による
「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現



第4章 協働を推進するための基盤づくり

協働を推進するためには、その基盤となる様々な条件や環境を整えていく必要があります。ここでは、そのための今後の取組について示しています。

(1) 市民の協働に対する意識の醸成

より多くの市民が協働の取組について知り、関心を持ち、積極的に参加できるようにするために、広報紙やホームページ等を利用し、意識の醸成に取り組みます。

(2) 職員の意識改革・スキルアップ

職員が、協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に市民との協働を推進できるようにするために、職員研修等を実施します。また、担当者の変更等により、協働の取組が停滞しないように、具体的な協働事業の進め方を示したハンドブック等を作成します。

(3) 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、市民と行政、または市民同士がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。このため、行政は積極的に情報を公開し、市民と情報を共有することにより信頼関係の構築に努めます。また、共有した情報に基づき、市民と行政、又は市民同士が、双方向に意見交換ができるような仕組みの整備について検討を進めます。

(4) 協働のコーディネーター機能の育成

多様な主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつないでいくためには、相談役・調整役を担える専門性をもった個人や、いわゆる「中間支援組織」の役割が重要となります。このため、これら「協働のコーディネーター」の確保・育成に取り組みます。

(5) 市民活動拠点施設の整備

現在、市民の活動に関する情報発信や活動の場の提供は、府中 NPO・ボランティア活動センターが行っていますが、協働を一層推進していくためには、その強化が必要となります。

このため、府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業の施設が市民の自発的かつ継続的な市民の活動を支援するための場となるよう、市民活動拠点施設を整備します。

(6) 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支えるための財政的な基盤の確立が必要となります。一方、市からの助成を頼りにしては、活動の幅にも限界が生じかねません。このため、協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、市民による寄附意識の醸成や市民ファンド等の仕組みの検討等、市民自身が市民の活動を支えていける環境づくりに取り組みます。

(7) 協働事業提案制度の整備

地域課題を協働により迅速かつ効果的に解決するためには、市民が持つ豊かな発想や高い専門性、柔軟かつ迅速な行動を、出来る限り生かすことが重要です。このため、分野を限定せずに協働事業の提案を市民から公募する制度の整備の検討を進めます。

また、市が実施している事業や実施予定の事業で、本方針等に基づき、市民や各活動団体等と協働して実施すべきと考えられるものについては、市側から、市民のアイデアや提案を求められる制度の整備についても、併せて検討を進めます。

(8) 協働を推進するための庁内組織や市民参加の協議組織の設置

市民と市との協働を推進していくためには、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないように連携を図る必要があります。このため、各部署で行っている協働の取組や成果等について情報を共有し、それぞれの協働事業に反映し、全庁的な協働の推進に資する、庁内組織を設置します。

また、市民と市との協働は、まちづくりの主役である市民が主体となって進めることが大切です。このため、今後本方針に基づく具体的な計画の進行管理等を行い、市民の意見を反映するための市民参加の協議組織を設置します。

(9) 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働事業の効果をより高めていくためには、事業実施後に、市民と市が双方で結果について振り返りを行うことが大切です。このため、協働事業の振り返りを行い、より良い協働のあり方へフィードバックできる評価・検証の仕組みづくりに取り組みます。

(10) 協働の取組を効果的・計画的に進めるための行動計画の策定

協働の推進を確実なものとするためには、本章に掲げる協働を推進するための基盤づくりに係る取組を効果的に行う必要があります。このため、本方針に基づく具体的な行動計画を策定し、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。